第8期 安定成長期〜地方自治制度の成熟・転換期 (1975-1992年)

中平 真

金沢大学大学院人間社会環境研究科教授

財団法人 自治体国際化協会 (CLAIR) 政策研究大学院大学 比較地方自治研究センター (COSLOG) 本誌の内容は、著作権法上認められた私的使用または引用等の場合を除き、無断で転載できません。 引用等にあたっては出典を明記してください。

問い合わせ先

財団法人 自治体国際化協会 (総務部企画調査課)

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-7相互半蔵門ビル

TEL: 03-5213-1722 FAX: 03-5213-1741

Email: webmaster@clair.or.jp URL: http://www.clair.or.jp/

政策研究大学院大学 比較地方自治研究センター

〒106-8677 東京都港区六本木7-22-1

TEL: 03-6439-6333 FAX: 03-6439-6334

Email: localgov@grips.ac.jp

URL: http://www3.grips.ac.jp/~coslog/

(財) 自治体国際化協会及び政策研究大学院大学では、平成17年度より「自治制度及び運用実態情報海外紹介等支援事業」を実施しています。同事業は、現在、海外に対する我が国の自治制度とその運用の実態に関する情報提供が必ずしも十分でないとの認識の下、我が国の自治制度とその運用の実態に関する外国語による資料作成を行うとともに、国内外の地方自治に関する文献・資料の収集などを行うものです。

平成22年度には、前年に引き続き、『自治関係の主要な統計資料の英訳』、『アップ・ツー・デートな自治関係の動きに関する資料』、『分野別自治制度及びその運用に関する説明資料』 『我が国の地方自治の成立・発展』の作成などを行うとともに、比較地方自治研究センターに収蔵すべき国内外の地方自治関係文献・資料の調査を行うこととしました。

本事業の内容などについてご意見があれば、(財) 自治体国際化協会、又は政策研究大学院大学比較地方自治研究センターまでお寄せいただくようお願いいたします。

平成 22 年 8 月

財団法人自治体国際化協会 理事長 木村 陽子 政策研究大学院大学 学長 八田 達夫

はしがき

本冊子は、平成17年度より、政策研究大学院大学比較地方自治研究センターが財団法人自治体国際化協会と連携して実施している「自治制度及び運用実態情報海外紹介等支援事業」における平成22年度の成果の一つをとりまとめたものです。同事業は、「自治制度及び運用実態情報海外紹介等支援事業に関する研究委員会」を設置し、それぞれの細事業ごとに、「主査」、「副査」をおいて実施されています。

同事業のうち、『我が国の地方自治の成立・発展』(全10冊)の作成については、我が国の地方自治の成立、発展の経緯、歴史について研究を進めることは、今後の各国における地方自治の発展を考える上で参考になる点が多いとの考えのもと、平成20年度からその検討を進めることとしました。以下の委員を中心に検討が進められ、21年度から22年度にかけて、各委員により冊子として順次とりまとめられる予定になっています。

(主査) 井川 博 政策研究大学院大学教授

上子 秋生 立命館大学政策科学部教授

(副查) 小西 敦 全国市町村国際文化研修所調査研究部長

小山 永樹 前筑波大学大学院図書館情報メディア研究科准教授 (平成 21 年 3 月まで)

中平 真 金沢大学大学院人間社会環境研究科教授(平成21年5月から)

松藤 保孝 高崎経済大学地域政策学部教授

本冊子は、『我が国の地方自治の成立・発展』シリーズの Vol.8 として、1975-1992 年(第8期)における日本の地方自治の発展の経緯、歴史について、中平委員によって執筆されたものです。

第8期(1975-1992)は、我が国経済が低成長時代へと移行する時代であり、2度のオイルショックによる景気後退を踏まえ、国主導の行政改革が進められた時代であるとともに、財政面からは、プラザ合意による円高不況、バブル経済、バブル崩壊後の景気後退へとめまぐるしく単年度収支が移り変わった時期でもあります。本稿では、この時代の地方自治の歴史、地方財政の変化を、時代の流れや国政の動きを踏まえながら紹介しています。

今後とも、我が国の地方自治の成立・発展について、研究、検討を進め、本シリーズの 充実を図っていくつもりです。

ご執筆いただいた中平委員をはじめ、貴重なご意見、ご助言をいただいた研究会の委員 各位に、心から感謝申し上げます。

平成 22 年 8 月

「自治制度及び運用実態情報海外紹介等支援事業に関する研究委員会」座長 政策研究大学院大学教授 井川 博

第8期 安定成長期~地方自治制度の成熟・転換期(1975-1992) 金沢大学大学院人間社会環境研究科 教授 中平 真

はじめに

第8期(1975年~1992年)は我が国経済がオイルショック前の高度成長時代から平均4% 程度の安定成長期に移行した時代である。GDP マイナス成長を記録した第1次オイルショッ クの影響から立ち直りかけ5%台まで回復した矢先、昭和54年(1979年)の第2次オイルシ ョック、昭和55年(1980年)イラン・イラク戦争の勃発が続き、再び2%台まで経済成長率 は低下した。これに対し我が国は昭和45年(1970年)の「公害国会」に象徴されるように 公害対策に力を入れるとともに、省エネルギー対策を国民一丸となって進め、オイルショッ クの影響を創意と工夫で克服することにほぼ成功した。対外輸出を基調とする日本経済の回 復は対米輸出等の場面で深刻な摩擦を生じ、昭和 60 年(1985 年)のプラザ合意によりドル は円に対し大幅に切り下げられ、輸出産業は深刻な打撃を被ることになった。こうしてもた らされた円高不況も技術革新と経営合理化によって克服され、日本的経営の強さに着目する 見方が生じることになり、「Japan as Number One」と言わしめた。概ね、昭和 61 年(1986 年)12月から平成3年(1991年)2月までの4年3か月(51ヶ月)間をバブル景気と呼び、 戦後3番目に長い好況局面とされる。しかし輸出産業救済と内需拡大のための低金利下で、 高収益を求める投資資金は株式、土地に集中し、それらの高騰を招来した。平成2年(1990 年) の株価暴落に始まる不動産価格の低下、企業収益の悪化は不動産融資に奔走していた金 融機関の経営悪化を通じて全産業に拡大し、平成不況、いわゆる「失われた 10 年」へと移行 していく。

こうした背景を踏まえ、オイルショックさめやらぬこの時期、国主導で行政改革が盛んに 叫ばれ、国鉄民営化などを象徴とする国の事務事業の合理化が進んだ。国を中心とした行政 事務の整理合理化は、国から地方への機関委任事務の整理合理化など地方自治制度にもその 影響が及んだが、地方の事務・権能を拡大する観点では不徹底なものであった。

地方財政はオイルショックによる景気後退により大きく傷ついたが、その後のバブル景気により、つかの間財政均衡を取り戻した。しかしその後の景気後退局面では再び収支の不均 衡に悩まされ、度重なる経済対策等により地方債残高の増加につながっていく。

地方自治を取り巻く事項にはついて次のように記述することとしたい。

第1章では国・地方を通じた行政改革の一環として、地方に対する許認可の見直し、権限 移譲、機関委任事務の見直し、国の関与・必置規制の見直し等が進められたことについて。

- 第2章では地方財政について。
- 第3章では国土の均衡ある発展と地域づくり(四全総とふるさと創生)について。
- 第4章では選挙制度改正(参議院への比例代表制導入)について。
- 第5章では公務員制度改正について。

1 行政改革

1.1 第2臨調の登場と行政改革の推進

経済面の変化に対応して、政府は経済対策を実施したが、不十分な税収を補うために結局は国債への依存を増すことになった。昭和56年(1981年)鈴木内閣は増税なき財政再建を目的として第2次臨時行政調査会(以下「第2臨調」という。)を立ち上げ、土光敏夫会長の下、行財政改革について審議を進め、中曽根内閣時代に当たる昭和58年(1983年)3月の最終答申まで5次にわたる答申が行われ、三公社の民営化をはじめとする行財政改革が提案された。引き続き政府の行政改革推進を監視するため、同年臨時行政改革推進審議会(以下「行革審」という。)が設置され、昭和62年(1987)年大槻文平会長の下で第2次行革審が、平成2年(1990年)に鈴木永二会長の下で第3次行革審が設置され、行政改革推進の監視と提案を行った。これら行財政改革の典型例ともいうべき出来事が3公社の民営化であり、昭和60年(1985年)に電電公社及び専売公社の民営化、昭和62年(1987年)に国鉄の分割民営化が実施された。

国と地方の関係に着目すると、昭和57年(1982年)7月に出された第2臨調の「行政改革 に関する第3次答申(基本答申)」では国と地方の合理的な機能分担と地方行財政のあり方に ついて提言しており、国と地方の機能分担を「地域性」「効率性」「総合性」の観点から見直 すこととするとともに、行政改革推進のため、新たな視点から地方行財政の場において「選 択と負担」の仕組みを明確に位置付けることを基本理念として打ち出した。また、機関委任 事務の整理合理化については、当面許認可等の整理合理化によるものを含め2年間に全体と して少なくとも1割程度の整理合理化を図るという目標が示された。そして、国の関与及び 必置規制の整理合理化と併せて、新たな審議機関を設置して検討することとされた。地方財 政の制度・運営の合理化、効率化については、地域の独自性に基づく行政サービスについて 「選択と負担」の考え方を強調するとともに、地方公共団体間の財源調整の強化を唱えてい ることが注目される。さらに、地方に対する補助金制度の整理合理化を図ることとされた。 広域行政に対応する地方行政体制の整備として、当時の市町村行政では新しい日常生活圏に 対応できていないとして、長期的に市町村の規模、能力の格差を解消することが課題とされ る一方、都道府県の広域化による地方圏の行政機構について検討するものとされた。また、 国・地方を通ずる行政の減量化、効率化を図るため、行政の大きな部分を占める地方行政の 減量化、効率化を図ることとされた。

第2臨調の第3次答申を受ける形で、昭和57年(1982年)第19次地方制度調査会は「地方行財政と行政改革のあり方についての意見」を提言した。この意見においては行政改革を推進する政府の立場を基本的に支持しているが、行政改革の基本的方向が国・地方を通ずる行財政の簡素効率化とともに地方分権の推進にあることを強調し、政府が第2臨調答申を実施するに当たって配慮すべき点を指摘している。このうち、「選択と負担」の改革理念については具体的検討課題との間になお総合的、多面的な検討を要することが多いとし、特に単年度収支方式をとっている地方財政計画の策定方法の見直し、地方交付税の基準財政収入額算

定に用いる基準税率の引き上げ等による地方公共団体間の財源の均てん化については、地方公共団体の財政運営の自主性、自律性を損なうおそれが少なくないこと、また、地方譲与税の配分方法・法人事業税の分割基準見直し等による財源調整の強化、超過課税・法定外普通税の弾力化等については、制度の性格や仕組みからみてその目的になじまないものやその運営の実態等からみて自ずから限界があるものがあること等に鑑み、その検討に当たっては慎重に処理すべきことを提言している。

第2臨調は昭和58年(1983年)3月に第5次答申すなわち最終答申を提出したが、ここでも第3次答申の考え方が踏襲された。地方行政の徹底した減量と膨張抑制が重要とされ、標準的な行政以外の行政を行う場合には住民の「選択と負担」の原則によることが強調されている。加えて、中央省庁の地方支分部局について管轄区域の統一化、複数系統の統合などが具体的に提言されるとともに、補助金等の整理合理化の具体的対象が列挙され、許認可権限については都道府県知事に委譲(機関委任)すべき事項が列挙されている。社会保険、陸運関係及び職業安定関係の地方事務官制度についても廃止を提言している。

第2臨調の累次の答申で示された機関委任事務の整理合理化、許認可権の整理合理化については昭和58年(1983年)9月に「行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案」として国会に提出され、12月成立した。これにより機関委任事務は30件が廃止・縮小、11件が団体委任事務化、4件が権限移譲されるとともに、39件26法の許認可権限が整理合理化された。

1.2 行革審以降の動き

昭和58年(1983年)3月、第2臨調が任期を終えるとすぐに臨時行政改革推進審議会(以下「第1次行革審」という。)が設置され、地方に対する国の関与及び必置規制の整理合理化については地方行革推進小委員会において検討が行われた。昭和59年(1984年)12月地方行革推進小委員会は「地方公共団体に対する国の関与・必置規制の整理合理化」の報告を行い、本来地方公共団体が事務を行うに当たっての国の関与や必置規制は、全国的な統一ないし広域的な調整を要するなど真に必要な場合に限定し、できる限り地方公共団体の自主性を尊重すべきであるという方針の下、具体的な国の関与、必置規制について廃止、規制緩和、運営の改善を提言した。こうした内容を受けて昭和60年(1985年)7月、「地方公共団体に係る国の関与等の整理合理化等に関する法律」が成立し、規制緩和が実施された。

同様に機関委任事務及び許認可については、昭和60年(1985年)7月地方行革推進小委員会が「機関委任事務及び国・地方を通ずる許認可権限等の在り方」という報告を行い、具体的な事項を挙げて機関委任事務の廃止、団体事務化、市町村への委譲等の整理合理化を提言した。また、機関委任事務に対する地方議会の検閲・検査権及び監査請求権を認めること、議会の請求に基づく監査及び一般監査の権限を監査委員に認めることを提言し、職務執行命令訴訟制度について代行と罷免の手続を分離することも提言した。許認可権限のあり方については、個別事項を挙げて都道府県又は知事への委譲、国の地方出先機関への委任等の整理合理化を進めるものとした。

一方、機関委任事務については第 20 次地方制度調査会において、昭和 61 年 (1986 年) 2 月に「機関委任事務等に係る当面の措置についての答申」を提出し、少し異なる見解を示している。地方制度調査会は機関委任事務制度を基本的には廃止すべきものとし、直ちに廃止できない場合の改善策として、議会、監査委員の関与を広げること(この点は行革審小委員会と同趣旨)、職務執行命令訴訟制度については、罷免の制度を廃止すること、主務大臣による代行制度について主務大臣の命令への不服申立を内閣総理大臣等に行えるようにし、認められない場合でもさらに主務大臣の命令の取消訴訟を起こせるようにすることを求めている。

一般的機関委任事務制度見直しのための「地方自治法の一部を改正する法律案」は昭和61年(1986)年3月に国会に提出されたが審議未了廃案となり、最終的に成立するのは平成3年(1991年)4月を待たなければならなかった。これによると、職務執行命令訴訟制度は知事が執行違反、又は執行を怠ることがある場合で、他の措置では是正困難でありかつ放置すると公益が侵害されることが明らかである場合は、文書により主務大臣は違反是正、又は事務の管理、執行を行うよう勧告する。勧告に従わない場合は文書により命令を出し、それにも従わない場合は高等裁判所に当該事項を実施すべきことを命じる裁判を起こすことができる。判決にも知事が従わない場合には、主務大臣が事務の執行を代行できることになった。

行革審地方行革推進小委員会が提出した機関委任事務の整理合理化に関する個別的事項については、「地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案」に結実し、昭和61年(1986年)12月に成立した。

1.3 国と地方の事務・権限配分の見直し

昭和62年(1987年)4月に設置された第2次臨時行政改革推進審議会(以下「第2次行革審」という。)は当初地方自治について検討対象とはしていなかったが、同年11月に発足した竹下内閣の「ふるさと創生」政策を受け、中央地方関係等の検討を行うことになった。平成元年(1989年)初めに「国と地方に関する小委員会」が設置され、同年12月に第2次行革審答申「国と地方の関係等に関する答申」が提出された。この中では中央地方間の権限配分に関し、機能分担を見直し、可能な限り国の機能を純化するべきであるとし、従来の機能分担の考え方とは異なり、中央・地方の「分離」を指向していることが見受けられる。そして受け皿としての地方公共団体の行財政能力向上のため地域行政主体の整備と多様化を提言している。具体的には地域中核都市の創設、都道府県連合制度の創設、市町村連合制度の創設である。連合制度についてはかつて地方制度調査会で提言されていたものを権限委譲の対象として捉え直したものである。この答申を受け、第22次地方制度調査会では連合等の広域行政体制や都市の規模能力に応じた事務移譲を含む都市制度のあり方の問題について、第23次地方制度調査会で引き続き審議することを決定し、平成5年(1993年)4月の第23次地方制度調査会「広域連合及び中核市に関する答申」へと繋がっていくことになった。

一方、この間昭和63年(1988年)5月第21次地方制度調査会は「地方公共団体への国の権限移譲等についての答申」を提出し、東京一極集中を是正するために多極分散型国土の形

成が強く求められているとし、その実現のためには、全国各地域がそれぞれの特性を生かした個性豊かな活力ある地域社会を形成していくことが重要であるとした。そのため従前のような国の政策先行ではなく、地域の総合的な行政主体である地方公共団体が中心となり、それぞれ創意工夫をこらして、自主的かつ効果的に施策を立案し、実施していくことができるような行財政制度の確立が肝要であり、権限移譲を急ぐべきとした。そして、特に当面、権限移譲を実現すべき事項について土地利用、まちづくり、産業政策を中心に掲げた。ただし、これらについては直ちに実現されることはなかった。

平成元年(1989年)12月第22次地方制度調査会は「小規模町村のあり方についての答申」を提出し、小規模町村における地域振興についての提言のほか、行政運営の体制に関する提言として、組織運営の改善ばかりでなく、組織形態そのものの簡素効率化が行えるようその多様化を図る必要があるとし、また他の行政主体による補完・代行が必要であると提言しているのが注目される。具体的には町村総会の活用、行政委員会や付属機関の簡素化、小規模町村の事務の広域市町村圏中心市等又は都道府県による補完・代行、いわゆる議会一支配人制の導入等について検討することとしている。さらに、広域行政体制の整備として複合事務組合制度の活用、自主的合併円滑化のため合併特例法の見直し、過疎地域に対する配慮等が必要とした。

翌平成2年(1990年)9月、第22次地方制度調査会は「都区制度の改革に関する答申」を提出した。大都市制度一般のあり方や首都圏制度全体のあり方については今後なお十分な論議が必要であり、引き続き検討を続けることが適当としつつ、さしあたり住民に身近な行政で移譲が可能なものはできるだけ特別区の事務とするとともに、大都市行政の一体性確保の要請に配慮しつつ特別区の自主性、自律性を強化する方向で都区制度の見直しを行うこととした。具体的には一般廃棄物の収集・運搬等に関する事務等の都から特別区への移譲、特別区に関する特例措置である調整条例制度の廃止、常設の都区協議会の再編成、都区財政調整制度の改正、地方債許可権限の都知事への移譲等であるが、特別区の性格付けは従来通り特別地方公共団体が適当とされた。

2 地方財政

2.1 昭和50年代における財政収支の大幅な不均衡

第1次石油ショックによるわが国経済の構造変化は国・地方を通じた税収に深刻な影響を与え、昭和50年度(1975年度)には年度途中で急激な税収の落ち込みが生じ、さらに引き続いた景気の停滞によってその後数年にわたり税収の伸びが著しく鈍化した。一方歳出面では景気浮揚策として公共投資の拡大等各種の財政上の手段を講じなければならなかったため、財政収支の不均衡は著しく増大し、地方財政については昭和50年代を通じて毎年度数兆円の財源不足を生じるという異常事態に陥った。

この財政収支不均衡に対して、昭和50年代には国・地方とも多額の公債、借入金に依存する財政運営を余儀なくされた。国家財政においては一般歳入の不足を補う特例国債(赤字国

債)と公共事業の財源に充てられる建設国債を合わせた国債発行額は昭和50年代に入ってから毎年度歳入の3割前後に及び、特に昭和54年度(1979年度)は当初予算で約4割に達した。地方財政においても毎年度数兆円に上る財源不足を補てんするため、地方債の増発を累次行ったほか、地方交付税総額の不足分を資金運用部からの借入によってまかない、当面の収支の均衡を図った。特に昭和54年度には4兆1千億円の財源不足額に対して、地方債の増発で1兆6千4百億円、地方交付税原資の借入は2兆2千8百億円という空前の規模に達した。地方交付税全体の減収は資金運用部資金借入の拡大によりしのぐ形になったが、個別の地方公共団体おいて、なお税収が足りない団体については、昭和50年(1975年)に初めて赤字地方債の発行が認められた。

昭和50年代を通じて公債・借入金依存の財政運営を余儀なくされた結果、昭和59年度(1984年度)末時点の国債残高は122兆円(うち特例国債54兆円)、地方債残高は普通会計分40兆円、公営企業会計債のうち償還を普通会計で負担するもの8兆円、これに地方交付税原資の借入金残高6兆円を合わせると地方財政の借入金残高は54兆円に達し、個々の地方公共団体についてみても、昭和59年度(1984年度)の公債費負担比率(公債費の一般財源に対する割合)が20%以上となる団体が1,000を超え、国も地方も財政運営の柔軟性を著しく失うことになった。

2.2 歳出抑制・税収増と借入金依存からの脱却

こうした状況を踏まえ、昭和50年代から60年代への国・地方財政最大の課題は、いかに公債・借入金依存体質からの脱却を図り、財政構造を立て直して財政の機動的対応を回復するかという一点にあったと言うことができる。このため、国財政においては行政改革の推進と並行して歳出、特に一般歳出の徹底した抑制策を講じ、国債の増発を極力縮減して、少なくとも赤字国債依存の状態からの脱却を図ることを財政再建の基本方針とし、昭和57年度以降予算要求に際してゼロ・シーリング、さらにはマイナス・シーリングを課して歳出を厳しく抑制した。

このような厳しい歳出抑制策は国庫補助負担率の引き下げという問題で地方財政に影響を与えることになったが、国債発行の抑制という面では効果を発揮し、昭和60年度(1985年度)実績で国債発行額は国の歳入の23%程度まで下がり、加えて内需拡大策による景気回復に伴い税収が伸び始めたこともあって、平成2年度(1990年度)には国債への依存度が11%を切り、特例国債依存からの脱却も達成することができた。一方、地方財政においても国の財政と同一方針の下、昭和56年度(1981年度)以降歳出の厳しい抑制と借入金の縮減に努めた結果、昭和60年度(1985年度)の地方財政計画策定に際しては、通常収支の面では財源不足が解消され、収支の均衡を見るに至った。昭和62年度(1987年度)には税制改革の初年度分について増収分が減税分に達せず通常収支で財源不足を生じたが、これは一時的現象に過ぎず、基調としては収支均衡に転換したことは間違いない。その後、景気回復に伴って税収の増加が続いたことにより、地方財政においては平成3年度(1991年度)ごろまでに、

一時は6兆円を超えた地方交付税原資の借入金をほとんど償還し、また、財源不足の補てんのために発行された多額の地方債の償還に充てるための積み立ても行って、財政の健全性を一応取り戻すことになった。

2.3 バブル経済の崩壊

昭和 50 年代に生じた大幅な財政収支の不均衡を是正して財政の機動的な対応を回復させたのは、国・地方財政を通じた歳出抑制・借入金縮減の努力と併せて、昭和 60 年 (1985 年)のプラザ合意以降、主要国の対外不均衡是正策によって生じた円高不況に対して、内需拡大のための経済対策及び金融緩和策が講じられたことによりもたらされた景気の拡大であった。後にバブル経済と呼ばれた景気拡大によって生じた税収の大幅な自然増が、結果的には国家財政を赤字国債依存体質から脱却させ、地方財政の面では多額の借入金の償還を可能とするに至った。

しかしこのバブル経済が崩壊した後に到来した長期不況の波は、地価の大幅な下落やこれに伴う金融秩序の混乱をもたらし、産業の空洞化現象の進行なども加わって、デフレ・スパイラルといわれるかつて無い構造的景気後退の様相を呈した。このため平成4年度(1992年度)から税収の急速な落ち込みが始まり、その後も低迷が続く一方、景気回復策として5年間にわたって45兆円に達する公共投資の上乗せとその財源に充てられる建設国債・地方債の増発が行われ、また消費拡大のための所得税・住民税の特別減税なども実施されたことによって財政の状況は急激な悪化をたどることになった。

赤字国債からようやく解放された国家財政も平成6年度(1994年度)以降は再び赤字国債の発行を余儀なくされた。地方財政においても国家財政と同様その状況は急速に悪化し、平成4年度(1992年度)及び5年度(1993年度)においては1兆円以上の財源不足を生じ、平成6年度(1994年度)以降は住民税減税による影響も含め5兆円を超える財源不足が続き、その補てんのために財源対策債、減税補てん債の発行と併せて、再び地方交付税原資の借入への依存を余儀なくされることになった。昭和50年代の苦境を乗り切った地方財政も、新たな構造的危機を迎えることになった。

表1 昭和50年代の地方財源不足とこれに対する措置

| | | | 地土六八税帐会供1 | 11 900 停田 |
|-------------------------|-----------|------------|------------------|-----------|
| 昭和 50 年度(1975 年度) | 補正 | 21,832 億円 | 地方交付税特会借入 | 11,200 億円 |
| | | | 地方税減収補てん債 | 10,632 億円 |
| | | | 臨時地方特例交付金 | 559 億円 |
| 昭和 51 年度(1976 年度) | 当初 | 26,200 億円 | 地方交付税特会借入 | 13,141 億円 |
| | | | 財政対策債等地方債の増発 | 12,500 億円 |
| | | | 臨時地方特例交付金 | 950 億円 |
| 昭和 52 年度(1977 年度) | 当初 | 20,700 億円 | 地方交付税特会借入 | 9,400 億円 |
| | | | 建設地方債の増発 | 10,350 億円 |
| | | | 臨時地方特例交付金 | 1,500 億円 |
| 昭和 53 年度(1978 年度) | 当初 | 30,500 億円 | 地方交付税特会借入 | 15,500 億円 |
| | | | 建設地方債の増発 | 13,500 億円 |
| | | | 臨時地方特例交付金 | 1,800 億円 |
| 昭和 54 年度(1979 年度) | 当初 | 41,000 億円 | 地方交付税特会借入 | 22,800 億円 |
| | | | 建設地方債の増発 | 16,400 億円 |
| | | 20,550 億円 | 臨時地方特例交付金 | 1,300 億円 |
| 昭和 55 年度(1980 年度) | 当初 | | 地方交付税特会借入 | 8,950 億円 |
| | | | 建設地方債の増発 | 10,300 億円 |
| | | | 臨時地方特例交付金 | 1,300 億円 |
| 四年 50 左连(1001 左连) | No design | 10,300 億円 | 地方交付税借入金の償還方法の変更 | 1,910 億円 |
| 昭和 56 年度(1981 年度) | 当初 | | 地方交付税特会借入 | 190 億円 |
| | | | 建設地方債の増発 | 6,900 億円 |
| | | | 地方交付税特会借入 | 15,433 億円 |
| 昭和 57 年度(1982 年度) | 補正 | 27,119 億円 | 地方税減収補てん債 | 11,686 億円 |
| | | | 地方交付税総額の特例加算 | 1,135 億円 |
| | | | 臨時地方特例交付金 | 7 億円 |
| 昭和 58 年度(1983 年度) | 当初 | 29,900 億円 | 地方交付税特会借入 | 18,958 億円 |
| | | | 特別会計利子の 1/2 負担 | △3,446 億円 |
| | | | 建設地方債の増発 | 13,246 億円 |
| | | | 地方交付税借入金の償還方法の変更 | 1,289 億円 |
| 昭和 59 年度(1984 年度) | 当初 | 15,100 億円 | 地方交付税総額の特例加算 | 1,760 億円 |
| -д-га от Д (1001 Д) | | 10,100 (2) | 建設地方債の増発 | 12,051 億円 |
| | | | を以近り 良*/・日元 | 14,001 |

注)矢野浩一郎「地方税財政制度第8次改訂版」学陽書房(265頁)。

[「]財源不足」とは地方財政計画作成過程における地方財源不足見込額を意味する。

表2 平成4年度~6年度の地方財源不足とこれに対する措置

| | | | 国税の対応に対する世界 | |
|--------------------|----------|------------|------------------|------------|
| 平成 4 年度(1992 年度) | 補正 | 15,682 億円 | 国税の減収に対する措置 | |
| 1794 = 1 52 (3-13) | | , part v | 地方交付税特会借入 | 15,682 億円 |
| 平成 5 年度(1993 年度) | 補正 | 16,675 億円 | 国税の減収に対する措置 | |
| 十成3年及(1353年及) | 7H1 111. | 10,073 息口 | 地方交付税特会借入 | 16,675 億円 |
| | | | 所得税・住民税の減税に対する措置 | |
| | | | 地方交付税特会借入 | 12,432 億円 |
| | 当初 | | 減税補てん債の発行 | 16,461 億円 |
| | | 58,799 億円 | その他の財源不足に対する措置 | |
| | | | 地方交付税総額の特例加算 | 1,760 億円 |
| 平成 6 年度 (1994 年度) | | | 地方交付税特会借入 | 16,747 億円 |
| | | | 地方交付税借入金の償還の繰延 | 1,979 億円 |
| | | | 地方交付税特会剰余金の活用 | 400 億円 |
| | | | 財源対策債の発行 | 9,000 億円 |
| | 補正 | | 国税の減収に対する措置 | _ |
| | | 7,190 億円 | 地方交付税特会借入 | 7,190 億円 |
| | | | 地方交付税総額の固定 | (5,680 億円) |

注) 矢野浩一郎「地方税財政制度第8次改訂版」学陽書房(267頁)。

「財源不足」とは地方財政計画作成過程における地方財源不足見込額を意味する。

2.4 国庫補助負担率の見直し

昭和60年代に入ってからの地方財政の最大の問題の一つとなってきたのは、国の財政再建路線の下に実施されてきた国庫補助負担率の引き下げ措置であり、国・地方の間に厳しい対立と議論が引き起こされるに至った。まず、昭和60年度(1985年度)においては、国の一般歳出抑制の方針の下に国の財政当局側から打ち出されたのは、生活保護費国庫補助金等補助負担率2分の1を超える経常費系統の国庫補助負担金についての補助負担率のおおむね10%程度一律引き下げであり、併せて公共事業費系統の国庫補助負担金についても内需拡大のための事業量確保を理由に、補助負担率の一律引き下げが提案された。地方側からの激しい反対により、この引き下げは1年限りの暫定措置とし、地方負担の増加については地方交付税総額への特例加算及び地方債増発により対処することとされた。

さらに昭和 61 年度(1986 年度)の予算編成に際しては、これに先立って設けられた有識者による補助金問題検討会の検討結果を踏まえて、昭和 63 年度(1988 年度)までの 3 年間暫定引き下げが行われることになった。具体的には生活保護費国庫負担金の負担率を 10 分の 8 から 10 分の 7 にするほか、児童福祉・老人福祉・身体障害者福祉・精神障害者福祉関係の国庫負担金については、これらの国庫負担金の対象となっている事務に関し地方公共団体の自主性を尊重する観点からの制度改正(入所の措置について従来の機関委任事務から団体委任事務に改め、入所対象者の具体的要件は条例で定めることにするなど)を行った上で、負担率を 10 分の 8 から 2 分の 1 に引き下げ、また、公共事業費関係についても引き続き内需拡大のため事業量確保の観点から国庫補助負担率の暫定引き下げを継続することとした。これに伴う地方負担の増加については、地方たばこ消費税(現在の地方たばこ税)の税率の特例

引き上げ、地方交付税総額への特例加算及び地方債の増発で対処することとされた。

その後、昭和 62 年度(1987 年度)には公共事業費関係の補助負担率についてさらに暫定引き下げが行われたが、これらの暫定措置が期限切れとなる平成元年度(1989 年度)の予算編成に際しては、国庫補助負担率の復元を求める地方側の強い要請の中で激しい議論が展開された結果、生活保護費国庫負担金については 10 分の 7.5、老人福祉・児童福祉等関係の国庫負担金については暫定措置の負担率 2 分の 1 のままで恒久化され、その他の経常費系統の補助負担金については一部で引き上げ措置を講じることとし、一方地方負担増加への財源措置として国税のたばこ税の 25%を地方交付税の総額に加えるという恒久的制度改正が行われることになった。公共事業費系統の国庫補助負担金については、平成 2 年度(1990 年度)まで暫定措置を継続した上で改めて検討することとされたが、平成 3 年度(1991 年度)はとりあえず昭和 61 年度(1986 年度)の補助負担率の水準まで復元した上で、引き続き 3 年間の暫定措置とし、その間に体系化・簡素化等の観点から総合的に検討が進められた結果、平成 5 年度(1993 年度)に恒久的制度化が行われた。

2.5 消費税の創設

福祉施策の充実や度重なる経済対策等で不足する財源を補うため、政府は一般消費税の導入を大平内閣以降再三にわたり企図したが失敗し、約10年にわたる論争の末、昭和63年(1988年) 竹下内閣に至りやっと導入が決定し、12月消費税法の公布、平成元年(1989年)4月から税率3%で実施された。施行当初消費税は全額国税とされたが、税収の一部は地方交付税の原資に組み込まれ地方財源の一部となった。

3 国土の均衡ある発展と地域づくり

3.1 第三次全国総合開発計画と新広域市町村圏計画

1970年代に日本は2度の石油ショックにみまわれ、経済的、社会的に大きなダメージを被った。大規模プロジェクト構想や通信網整備などを掲げた新全国総合開発計画は現実とのかい離が大きくなる中で、景気の低迷等により地方から都市への人口流入は比較的におさまり、地域自立の気運が高まって「地方の時代」が出現した。こうした中で人間と自然と調和の取れた「人間居住の総合的環境」の計画的整備を基本目標とし、開発の考え方として「定住圏構想」を提唱した第三次全国総合開発計画が昭和52年(1977年)11月4日閣議決定された。昭和53年には当時の大平内閣総理大臣の提唱による「田園都市構想」が決定された。

こうした背景の下、既に 10 年近くの実績を有していた広域市町村圏は、田園都市及び定住 圏構想の理念に基づく新しい地域社会の振興整備の中心になるものとして位置付けられた。 昭和 54 年度(1979年度)から昭和 56 年度(1981年度)にかけて、全国の広域市町村圏において「新広域市町村圏計画」が策定され、その内容には次のような特色があった。

①文化を核としつつ、スポーツ・レクリエーション施設、医療・福祉施設、住宅及び生活 関連施設の整備、コミュニティ対策についても対象とすること。

- ②地方定住推進のための地域産業の振興等の施策も積極的に取り込むこと。
- ③ハードウェアの整備とともにソフトウェアも重視し、両者が一体となった総合的なサービスシステムの整備を図ること。
- ④計画策定に都道府県の参画を求め、都道府県事業も計画に取り入れること。
- ⑤計画策定・事業実施に当たり、地域住民の意思を反映させるシステムを導入すること。 新広域市町村圏計画の実施計画に基づく事業の一環として実施される「まちづくり特別対 策事業」に対し、地域総合整備事業債による支援が行われた。

また、広域市町村圏施策を開始した当初は、大都市及びこれと一体性を有すると認められる地域はその対象地域から除外されていた。しかしながら大都市地域には地域ごとの特異性が認められるものの、人口の急増、市街地のスプロール化等の大都市固有の現象を有しており、これらに対応するためには、土地利用計画、工場・住宅用地の配置計画、上下水道、高次の医療、福祉施設、不燃ゴミ処理などについて各都市間の密接な協力が必要であることが認識された。そこで大都市地域においても広域行政の積極的な展開を図るため、昭和52年(1977年)から大都市地域広域行政圏の設定が開始された。大都市地域広域行政圏を構成する市町村は、広域行政機構を設け、大都市地域固有の行政課題に共同して対応するため、昭和54年度(1979年度)から新広域市町村圏計画の策定に合わせて、大都市地域広域行政圏の新計画を策定し、同計画に基づき事業が実施された。

3.2 第四次全国総合開発計画

第三次全国総合開発計画の内容はおおむね地方の振興、大都市開発の抑制であり、目標年次は1977年からおおむね10年間とされていた。この間、大平内閣の田園都市構想等の取組もあったが、大平総理の急死により頓挫するなど、三全総は実際の行政上の国土計画に十分反映したとはいえず、具体的に大きな成果をおさめぬまま計画期間を終了した。第四次全国総合開発計画は昭和60年(1985年)のプラザ合意後の円高不況による危機感、手詰まり感の中で検討が始まり、検討の過程では東京一極集中が進行し、東京圏の地価高騰は本格化、バブル経済の絶頂で昭和62年(1987年)6月30日閣議決定を迎えることになった。

四全総は人口や諸機能の東京一極集中等の経済社会の変化に対応して国土の均衡ある発展を図るため「多極分散型国土」の形成をその基本目標として掲げた。多極分散型国土とは「安全でうるおいのある国土の上に、特色ある機能を有する多くの極が成立し、特定の地域への人口や経済機能、行政機能等諸機能の過度の集中がなく、地域間、国際間で相互に補完、触発しあいながら交流している国土」のことであるとされた。多極分散型国土の形成という目標を効果的に達成するための手段として、「交流ネットワーク構想」を提示した。この構想の柱は次の3点である。

①地域の整備は地域自らの創意と工夫を基軸として推進し、中枢的都市機能の集積拠点、 先端技術産業の集積拠点、特色ある農林水産業の拠点、豊かな自然とのふれあいの拠点、 国際交流拠点等、多様な方向で独自性を有する地域を形成する。

- ②基幹的な交通体系及び情報・通信体系の整備は国自らあるいは国の先導的な指針に基づき全国にわたって推進し、高速交通体系の全国展開による主要都市間で日帰り可能な全国一日交通圏の構築、高度な情報・通信体系の全国展開と長距離コストの低減による情報へのアクセス自由度の向上を図る。
- ③交流を促進するソフト面の施策として、文化、スポーツ、産業、経済等各般にわたる多様な交流の機会を国、地方、民間団体の連携により形成する。このため、都市と農村との広域的交流、産業・技術ネットワーク、イベントの開催、姉妹都市等の国際交流など、各地域の特性を生かした多様な交流を推進する。

四全総の目標年次は昭和75年すなわち平成12年(2000年)とされた。

四全総の推進、実施の性格を有する法律として昭和 63 年 (1988 年) に多極分散型国土形成促進法が制定され、国の行政機関等の移転、首都圏の業務核都市の整備及び地方振興開発のための振興拠点地域の整備が推進された。この他にも総合保養地整備法(昭和 62 年 (1987年))、関西文化学術研究都市建設促進法(昭和 62 年 (1987年))、頭脳立地法(昭和 63 年 (1988年)) 地方拠点法(平成 4 年 (1992年))、大阪湾臨海地域開発整備法(平成 4 年 (1992年)) など多くの地域開発法が制定され、全国各地で様々なプロジェクトが計画され、着手されたが、東京一極集中の流れを是正することはできず、多くはその後のバブル経済崩壊と金融不安、国・地方公共団体の財政悪化などによって大きな影響を受け、見直しを余儀なくされた。

3.3 ふるさと創生

多極分散型国土の形成を図り、地域の自主的・自立的な地域づくりの支援を行うため、竹 下内閣は「ふるさと創生」を理念として支援策を打ち出した。ふるさと創生は大きく3本の 柱からなるが、そのうち最も有名で議論を呼んだのが「自ら考え自ら行う地域づくり事業」、 いわゆる「ふるさと創生事業」である。これは昭和 63 年度(1988 年度)から翌年度にかけ て、市町村に対し一律1億円を交付し、地域の振興を図るための単独事業を支援したもので ある。具体的には地方交付税の一部として交付されたため、不交付団体には交付されていな いが、不交付団体は自由に活用できる財源が元々あることから対象とされなかったものであ る。一団体一律1億円としたことについては議論もあったが、財政力の弱い団体ほど手厚い 支援を行うという趣旨から定められたものであり、使途に国は関与しないとしたことと併せ て従来にはなかった画期的な支援策であったといえる。使途は地域の振興のために市町村自 ら考えることとされ、各市町村がユニークな施策を競うよう促された結果、観光イベントに 活用する団体、モニュメントや太鼓の作成に活用する団体、風力発電設備の製作に活用する団 体、温泉掘削をする団体、基金を造成して運用益を活用する団体など多岐にわたった。国は施 策事例紹介に努めて、各市町村の政策アイディア競争を促進する態度を取った。この事業には 当初からばらまき行政との批判が存在し、市町村の施策の中には批判を呼ぶものもあった。し かしながら、国の立てた方針に従って補助事業を選択するだけの行政に代わって、自らの政策 を自らの責任において立案し、批判や評価も甘んじて受けるという基本的態度を、財政規模に

かかわらず市町村に根付かせるきっかけとなったことは意義のあることと思われる。

ふるさと創生の2つ目の柱は、ふるさと市町村圏である。これも多極分散型国土形成を促進すること等を目的に、広域市町村圏施策を基礎として、地域の自主的発展が見込まれる地方都市及びその周辺地域を一体とした圏域について、モデルとして「ふるさと市町村圏」の選定を行い、ふるさと市町村圏基金を設置する等、その総合的、重点的な振興整備を推進するものである。平成元年(1989年)に創設され、都道府県の助成金及び参加市町村の出資金により、5億円から20億円のふるさと市町村圏基金を造成し、その運用益で広域観光事業、健康づくり・スポーツ関連事業、地場産業振興事業、長寿社会対策関連事業、地域間交流事業といったソフト事業を行うものである。

3つ目の柱は昭和63年(1988年)に発足した地域総合整備財団(いわゆる「ふるさと財団」)に関する地域総合整備資金貸付(いわゆる「ふるさと融資」)である。これは地域振興に資する民間事業者の支援を目的とした、地方公共団体が行う無利子融資のことであり、民間金融機関との協調融資により、借入総額についてみると市中金利より低利の融資が可能となるものである。具体的には都道府県又は政令指定都市の場合10名以上、その他の市町村の場合5名以上の新規雇用が見込まれる民間事業者(第3セクターを含む)に対して、対象事業借入総額のうち20%以内(過疎地域等では25%以内)で地方公共団体が無利子融資を行い(償還期間5年~15年、据置期間5年間を含む)、残額は民間金融機関が融資することとされ、交通・通信基盤整備、都市基盤施設整備、地域産業振興、リゾート・観光振興、文化・教育・福祉・医療などの事業に充当できる。貸付の実行、償還に関する事務、総合的な調査・検討に関する事務はふるさと財団が受託することとされ、地方公共団体の融資原資は地方債を充てることができ、地方債の償還利子の一部は地方交付税によって措置されることとされている。

ふるさと創生事業とふるさと市町村圏施策については市町村又は広域市町村圏という行政に対する支援、3つ目のふるさと融資については民間事業者への支援であり、これらを併せて講じることにより、個性豊かで活力に満ちた地域の自主的・自立的な創造が可能になると考えられたものである。これ以後、地方公共団体は単独事業に力を入れていくが、自主的・自立的施策展開が可能になる一方、起債による単独事業の展開はバブル経済崩壊後の財政難の遠因になったとの批判もある。

3.4 過密過疎問題への対応

過密過疎問題への対応のため昭和 45 年 (1970 年) に過疎地域対策緊急措置法が制定され、 道路等社会資本施設の整備や地域産業の活性化により人口流出を抑制する対策がとられた。 同法は 10 年の時限立法として議員立法で制定されたものであり、昭和 55 年 (1980 年) の過 疎地域振興特別措置法、平成 2 年 (1990 年) の過疎地域活性化特別措置法に引き継がれた。 三大都市圏への人口流出は一時低下を見せたものの、1980 年代再び増加し、特に東京一極集 中の是正が課題とされるに至った。

過密化が進み都市開発が無限定に進むことに対し宅地開発指導要綱に基づく行政指導等に

よって対応しようとした地方自治体の取組がクローズアップされたのも 1970 年代の時期であり、給水契約の拒否などを背景とした強制的な措置は訴訟において否定されたものの、開発規制の必要性、開発業者と住民との調整など地方自治体と行政の距離をめぐって住民の自治意識も高まった。第 16 次地方制度調査会は昭和 51 年 (1976 年) 6 月に「住民の自治意識の向上に資するための方策に関する答申」を提出し、住民投票制度の部分的導入などを含む住民自治充実のための施策を提案したが、内容の多くは実現には至っていない。

4 選挙制度改正

4.1 拘束名簿式比例代表制の導入

昭和57年(1982年)8月公職選挙法改正により参議院の全国区に代えて比例区が設けられ、 全都道府県を選挙区とする拘束名簿式比例代表制が導入された。この改正の理由としては次 のような点が挙げられている。

- ①全国区政の下では選挙運動のための労力や費用が膨大なものとなること。
- ②選挙人にとって候補者の選択が困難であること。
- ③参議院にふさわしい人をより得やすい制度にすること。
- ④政党が重要な機能を果たしている現状にかんがみ、政党本位の選挙に改めること。 いずれにしても選挙人と候補者の関係が薄く、有名人か資産家しか当選できないといわれた 全国区選挙の弊害を除こうとしたものである。

拘束名簿式の比例代表制では、あらかじめ立候補者に1から順に順位が付けられた候補者 名簿が政党から選挙人に示され、選挙人は政党名のみを投票する。各政党ごとの得票数によ りまず政党ごとの当選人の数が決められ、候補者名簿の上位からその数までがその政党の当 選人となる。当選人の数の決め方はドント式が採用され、各党の得票数を1、2、3と自然 数で割っていき、得られた商の大きい順に当選とし、改選議席数になるまで続ける。同一の 商が2つ以上あり、それまでの議席の合計が改選議席数を超える場合は、くじで決める。

この制度では名簿の順位が当落を決定するため、名簿作成者に絶大な権力が集中することになる。これを防ぐため、政党によっては候補者に党員獲得のノルマを課し、達成の度合いによって順位を決定することも行われたが、名義貸しを含め名ばかりの党員が大量に発生したこと、党員集めに多額の資金がかかったこと、本来集票力のあるタレント議員等が多くの党員を集められるとは限らず、必ずしも名簿上位にならなかったこと、といったトラブルも相次ぎ、結局自由民主党議員の党費肩代わり事件をきっかけに、非拘束名簿式の比例代表制に改正されることになる。

この改正による比例代表選挙は翌昭和 58 年 (1983 年) の第 13 回参議院議員通常選挙から 実施され、地方区 76 議席、比例区 50 議席が改選された。

4.2 政治資金

ロッキード事件を巡る田中元内閣総理大臣の金脈問題を背景として、昭和50年7月政治資

金規正法が全面的に改正され、寄附制限が初めて導入されるとともに、政治団体の収支公開が強化された。次いで昭和55年(1980年)11月の改正により政治家個人に対して政治資金の収支報告が義務付けられた。

昭和 63 年 (1988 年) のリクルート事件をきっかけとして選挙制度と政治資金制度の抜本 的改革を行う政治改革が大きな政治課題となり、平成 4 年 (1992 年) 宮澤内閣の時に緊急改 革として政治資金パーティーに関する規制、政治団体の資産公開、政治資金運用の制限など が新設された。

5 公務員制度改正

5.1 定年制の導入

職員が一定の年齢に達した場合に、そのことだけの理由によって任命権者の行政行為を要することなく職員を退職させる制度が定年制度である。どのような法人であっても組織の活力維持のための新陳代謝を図る退職管理制度として不可欠なものであるが、公務部門においては地方公務員法制定以来長期にわたり定年制度は導入されず、それに代わるものとして組織的、集団的退職勧奨が行われていた。退職勧奨は事実上の行為に過ぎず、必ず退職するという制度的保障がない。このため、計画的退職管理の手法として公務部門にも民間と同じく定年制度導入が不可欠との認識が高まり、昭和56年(1981年)に地方公務員法が改正され、昭和60年(1985年)3月31日から定年制度が導入された。当時は民間でも50歳代後半が定年年齢の主流であったが、急速な高齢化社会の到来を目前に、雇用慣行を高年齢労働力活用型に改めていくため、60歳定年を一般化することが経済・雇用政策の目標とされ、民間でも60歳定年への移行が進んでいた。このため、公務部門への定年制度導入に当たり、昭和60年の制度当初から60歳定年制度を導入することとされた。

5.2 週休2日制の導入

週休2日制の導入は精神的・肉体的疲労の回復を図り、ゆとりのある生活を営むために役立つものであり、ひいては人間性の回復に大きな意味を持つものとされた。このため、公務員に関する情勢適応の原則に照らし、民間の動向を踏まえて公務員にも採り入れられたものである。

人事院が昭和48年(1973年)8月の給与に関する報告において「職員の週休二日制についても採用を考えるべき段階に達したものと認められる」等の内容を明らかにして以来、国及び地方公共団体における試行を経て、昭和54年(1979年)8月人事院は公務への4週5休制導入を勧告した。これを受け政府で検討の結果、昭和55年(1980年)11月一般職の職員の給与に関する法律が改正され、昭和56年(1981年)3月から国家公務員の4週5休制がスタートした。地方公務員についても、法改正、施行に際して国から地方公共団体に対し実施に当たっての留意事項の通知が行われている。

その後昭和62年(1987年)8月、人事院は4週6休制の実施について勧告を行い、同年

11月に法改正が行われ、昭和63年(1988年)4月から国家公務員について施行された。地方公務員についても昭和62年11月及び12月に通知が行われ、①現行の予算・定員の範囲内で実施すること、②行政サービスの急激な変化を来さないよう、事務処理方法の改善、人員配置の見直し等事務処理体制の整備に努めること、③公務能率の一層の向上を図ることとし、超過勤務時間についても短縮に努めること、という3つの前提条件とともに、勤務時間が国より短い等国の制度と権衡を失している地方公共団体は、勤務時間の適正化の措置を講ずるよう強く要請した。

その後も完全週休2日制への歩みは着実に続けられ、平成元年(1989年)2月から銀行等金融機関も土曜日の窓口業務を停止したことなどを踏まえ、平成3年(1991年)8月人事院は完全週休2日制導入の勧告を行い、平成4年(1992年)5月から国家公務員の完全週休2日制が導入され、地方公共団体においても逐次、土曜閉庁を伴う完全週休2日制が導入されていった。

5.3 地方公務員共済制度

地方公務員共済組合制度については昭和37年(1962年)の地方公務員共済組合法制定以来、様々な改善が加えられてきたところであり、地方公務員のための福利厚生制度の中心的存在として今日に至っている。しかしながら社会経済情勢も大きく変化してきており、これに対応した安定的な制度運営が求められている。現在にもつながる大きな問題が公的年金制度の一元化の問題である。昭和59年(1984年)2月24日の閣議決定により、共済年金は昭和60年(1985年)において基礎年金の導入を図る等の改革の趣旨に沿った制度改正を行うこととされ、実際に昭和60年の公的年金制度改革によって実現された。一方、同閣議決定において、昭和70年(平成7年)を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させるとされたところであるが、地方公務員共済及び国家公務員共済は厚生年金と保険料率の統一、積立金の仕分け等の問題が継続中であり、現在なお被用者年金一元化の途上である。

【参考文献】

猪野積『地方公務員制度講義』(第一法規、2007年)

小早川光郎編『史料 日本の地方自治 第3巻 1960 年代~1980 年代 地方自治の発展と変容』(学陽書房、1999年)

自治省編『消費税と地方公共団体』(1989年)

自治省編『地方自治の動向-個性豊かな地域づくりのために-』(第一法規、1988年) 自治大臣官房企画室編『地方制度調査会答申集(第1次~第23次)』(1953年~1993年) 矢野浩一郎『地方税財政制度 第8次改訂版』(学陽書房、2007年)

【参考資料】

表3 人口、国民所得、国の歳出、地方歳出、地方税収、消費者物価指数の推移

(単位:千人(人口)、億円(国民所得、地方税収)、十億円(国と地方の歳出)、100(消費者物価指数 2005 年)、%(増減率))

| 年(年度) | 人口 | 増減率 | 国民所得 | 増減率 | 国の歳出 | 増減率 | 地方歳出 | 増減率 | 地方税収 | 増減率 | 消費者 物価指数 | 増減率 |
|-------|----------|------|-------------|-------|---------|-------|---------|-------|----------|-------|-------------|------|
| 1975 | 111, 940 | - | 1, 239, 907 | - | 22, 758 | - | 25, 654 | - | 81, 548 | - | 55. 7 | 1 |
| 1976 | 113, 094 | 1. 0 | 1, 403, 972 | 13. 2 | 26, 655 | 17. 1 | 28, 907 | 12. 7 | 95, 641 | 17. 3 | 61.0 | 9. 5 |
| 1977 | 114, 165 | 0. 9 | 1, 557, 032 | 10. 9 | 31, 138 | 16. 8 | 33, 362 | 15. 4 | 110, 052 | 15. 1 | 66. 0 | 8. 2 |
| 1978 | 115, 190 | 0.9 | 1, 717, 785 | 10. 3 | 36, 937 | 18. 6 | 38, 347 | 14. 9 | 122, 371 | 11. 2 | 68.8 | 4. 2 |
| 1979 | 116, 155 | 0.8 | 1, 822, 066 | 6. 1 | 41,808 | 13. 2 | 42, 078 | 9. 7 | 140, 315 | 14. 7 | 71. 3 | 3. 6 |
| 1980 | 117, 060 | 0.8 | 2, 032, 410 | 11. 5 | 46,007 | 10.0 | 45, 781 | 8.8 | 158, 938 | 13. 3 | 76. 9 | 7. 9 |
| 1981 | 117, 902 | 0. 7 | 2, 118, 783 | 4. 2 | 48, 991 | 6. 5 | 49, 165 | 7.4 | 173, 255 | 9.0 | 80. 6 | 4. 8 |
| 1982 | 118, 728 | 0. 7 | 2, 200, 091 | 3. 8 | 50, 547 | 3. 2 | 51, 133 | 4.0 | 186, 286 | 7. 5 | 82. 9 | 2. 9 |
| 1983 | 119, 536 | 0. 7 | 2, 312, 854 | 5. 1 | 54, 216 | 7. 3 | 52, 307 | 2. 3 | 198, 413 | 6. 5 | 84. 4 | 1.8 |
| 1984 | 120, 305 | 0.6 | 2, 431, 547 | 5. 1 | 52, 998 | △ 2.2 | 53, 870 | 3.0 | 214, 939 | 8. 3 | 86. 3 | 2. 3 |
| 1985 | 121, 049 | 0.6 | 2, 610, 890 | 7. 4 | 55, 148 | 4. 1 | 56, 293 | 4. 5 | 233, 165 | 8. 5 | 88. 1 | 2. 1 |
| 1986 | 121, 660 | 0. 5 | 2, 680, 934 | 2. 7 | 56, 541 | 2. 5 | 58, 717 | 4. 3 | 246, 282 | 5. 6 | 88. 6 | 0.6 |
| 1987 | 122, 239 | 0. 5 | 2, 818, 190 | 5. 1 | 60,729 | 7. 4 | 63, 220 | 7.7 | 272, 040 | 10. 5 | 88. 7 | 0. 1 |
| 1988 | 122, 745 | 0. 4 | 3, 039, 679 | 7. 9 | 64, 494 | 6. 2 | 66, 402 | 5.0 | 301, 169 | 10. 7 | 89. 3 | 0. 7 |
| 1989 | 123, 205 | 0. 4 | 3, 222, 073 | 6. 0 | 70, 851 | 9. 9 | 72, 729 | 9. 5 | 317, 951 | 5. 6 | 91. 3 | 2. 2 |
| 1990 | 123, 611 | 0.3 | 3, 483, 454 | 8. 1 | 74, 191 | 4. 7 | 78, 473 | 7.9 | 334, 504 | 5. 2 | 94. 1 | 3. 1 |
| 1991 | 124, 101 | 0. 4 | 3, 710, 808 | 6. 5 | 75, 627 | 1. 9 | 83, 807 | 6.8 | 350, 727 | 4. 8 | 97. 3 | 3. 4 |
| 1992 | 124, 567 | 0. 4 | 3, 693, 236 | △ 0.5 | 77, 141 | 2. 0 | 89, 560 | 6.9 | 345, 683 | △ 1.4 | 98. 9 | 1. 6 |
| 平均増加率 | | 0.6 | _ | 6. 6 | - | 7. 4 | - | 7. 6 | _ | 8. 9 | - | 3. 4 |

注) 以下の資料に基づき著者が作成した。

- 1 人口は、総務省統計局監修 日本統計協会『新版日本長期統計総覧』による。
- 2 国民所得は、(財) 地方財務協会『地方財政要覧』(平成19年度12月)による。
- 3 国の歳出は、(財) 地方財務協会『地方財政要覧』平成19年12月による。 国の歳出額は、一般会計と交付税及び譲与税配付金、国有林野事業、国営土地改良事業、港湾整備、道路整備、空港整備、治水、石油及びエネルギー需給構造高度化対策、厚生保険及び電源開発促進対策特別会計との純計決算額である。
- 4 地方歳出は、『新版日本長期統計総覧』(第1巻)総務省統計局監修による。 (普通会計、純計であり都道府県と市町村との間の重複額を控除したもの)
- 5 地方税収は、(財) 地方財務協会『地方財政要覧』(平成19年度12月)による。
- 6 消費者物価指数は『新版日本長期統計総覧』(第4巻)総務省統計局監修による。

年表 第8期(1975-1992年):安定成長期~地方自治制度の成熟・転換期

| 時代の動き・国政の動き | 地方自治の動き(地方行政・地方税財政) |
|--------------------------------|----------------------------------------------|
| | 1975 年 第 16 次地方制度調査会「地方財政の硬直化を是正 |
| | するためにとるべき方策を中心とした地方行財政のあ |
| | り方に関する答申」(7月)(行) |
| | 1976 年 第 16 次地方制度調査会「住民の自治意識の向上に |
| | 資するための方策に関する答申」(6月)(行) |
| 1976年 福田内閣発足(12月)(国) | 1976年 第16次地方制度調査会「地方税財政制度のあり方に |
| | ついての起草委員会報告」(10月)(財) |
| 1978年 大平内閣発足(12月)(国) | |
| 1979 年 第2次石油危機(時) | 1979 年 第 17 次地方制度調査会「新しい社会経済情勢に即 |
| | 応した今後の地方行財政制度のあり方についての意 |
| | 見」(9 月) (行·財) |
| 1979年(秋) 大平内閣衆議院解散、一般消費税の導入図るも | 1979年 第18次地方制度調査会「昭和55年度地方税財政対 |
| 失敗増税なき財政再建、行政改革路線へ(国) | 策に関する地方制度調査会会長意見」(12月)(財) |
| 1980年 鈴木内閣発足(7月)(国) | |
| 1980年 イラン・イラク戦争勃発(9月)(時) | |
| 1981年 臨時行政調査会設置(3月)(国) | 1981 年 第 18 次地方制度調査会「地方行財政と行政改革の |
| | あり方についての意見」(7月)(行・財) |
| | 1981年 第18次地方制度調査会「地方行財政制度のあり方に |
| | ついての小委員会報告」(11 月)(行・財) |
| 1982年 参議院に比例代表制導入(8月)(時) | 1982 年 臨時行政調査会「行政改革に関する第3次答申」(7 |
| | 月) (行) |
| | 1982 年 第 19 次地方制度調査会「地方行財政と行政改革の |
| | あり方についての意見」(9月)(行·財) |
| 1982 年 中曽根内閣発足(11月)(時) | |
| 1983年 臨時行政改革推進審議会設置(3月)(国) | 1983 年 臨時行政調査会「行政改革に関する第 5 次答申(最終答申)」(3月)(行) |
| 1983 年 経済対策閣僚会議決定「今後の経済対策について」 | 1983年 第19次地方制度調査会「広域行政のあり方に関する |
| (4月)(国) | 小委員会報告」(11月)(行) |
| | 1983年 「行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律」(12 |
| | 月) (行) |
| | 1984 年 臨時行政改革推進審議会地方行革推進小委員会 |
| | 「地方公共団体に対する国の関与・必置規制の整理 |
| | 合理化」(12月)(行) |
| 1985年 電電公社、専売公社の民営化(5月)(時) | 1985 年 臨時行政改革推進審議会地方行革推進小委員会 |
| | 「機関委任事務及び国・地方を通ずる許認可権限等 |
| | の在り方」(7月)(行) |
| | 1985 年 「地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合 |
| | 理化等に関する法律」(7月)(行) |
| 1985年 ドル高是正に関するプラザ合意(9月)(国) | |
| 1985年「内需拡大に関する対策」(10月)(国) | |
| 1985 年 許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理 | |
| 化に関する法律(12月)(国) | |
| | 1986 年 第 20 次地方制度調査会「機関委任事務等に係る当 |
| | 面の措置についての答申」(2月)(行) |

1986 年 「国際協調のための経済構造調整研究会」報告書 (前川レポート)(4月)(国)

1986 年 経済対策閣僚会議に経済構造調整推進会議設置(4月)(国)

1986 年 国有財産法改正、国有財産処分に信託j制度導入 (春)(国)

1987 年 売上税法案提出、廃案(2月)(国)

1987年 第2次行革審(4月)(国)

1987年 国鉄の分割民営化(4月)(時)

1987 年 経済審議会経済構造調整特別部会報告書(新・前川 リポート)(4月)(国)

1987年 経済審議会建議「構造調整の指針」(国)

1987年「緊急経済対策」(5月)(国)

1987年 第4次全国総合開発計画閣議決定(6月)(国)

1987年 竹下内閣発足(11月)(国) 1987年 日本航空民営化(11月)(時)

1989年 海部内閣発足(8月)(国)

1991年 宮沢内閣発足(12月)(国)

1993年 細川内閣発足(8月)(国)

1986年「地方公共団体における行政改革推進の方針」(地方行革大綱)(5月)(行)

1986 年 臨時行政改革推進審議会「今後における行財政改革 の基本方向」(6月)(行・財)

1986 年 「地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律」(12月)(行)

1988 年 第 21 次地方制度調査会「社会経済情勢の変化に伴う基礎的自治体(地方公共団体)のあり方についての 小委員会報告」(5 月)(行)

1988 年 第 21 次地方制度調査会「地方公共団体への国の権限移譲等についての答申」(5月)(行)

1988 年 第 21 次地方制度調査会「地方行財政と税制改革のあり方についての意見」(5月)(行・財)

1989年 第22次地方制度調査会「小規模町村のあり方についての答申」(12月)(行)

1989 年 臨時行政改革推進審議会「国と地方の関係等に関する答申(12月)(行)

1990 年 第 22 次地方制度調査会「都区制度の改革に関する答申」(9月)(行)

1991年 地方自治法の一部改正(職務執行命令訴訟)(行)

1991 年 第 23 次地方制度調査会「地方交付税制度に関する 基本的考え方についての意見」(12 月)(財)

1993 年 第 23 次地方制度調査会「広域連合及び中核市に関する答申」(4月)(行)

注)「(時)」は「時代の動き」に関する事項を、「(国)」は「国政の動き」に関する事項、「(行)」は「地方行政」に関する事項を、「(財)」は「地方財政」に関する事項を、それぞれ示している。